

令和2年9月28日

公立及び民間の保育施設関係事業施設長
並びに保護者各位

石垣市長 中山 義 隆
〔公 印 省 略〕

県外に渡航した場合の出勤・登園の判断基準の変更について（通知）

保育施設をご利用中の保護者の皆様また各保育施設の運営にご尽力を頂いている保育施設関係の皆様には、日頃から新型コロナウイルス感染症対策にご理解、ご協力を頂き心から感謝申し上げます。

令和2年8月7日付発出「沖縄本島及び県外に渡航した場合の出勤・登園の判断基準の変更について」にて通知しておりました、出勤・登園の判断基準となる渡航先を郡外から県外移動した場合に変更いたします。

当通知による判断基準は令和2年10月1日より適用としますが、県内移動する際には引き続き「県内移動する際の感染予防対策（注意事項）」の徹底を行い、事前に園長へ旅行届の提出を行って頂くようお願いいたします。

なお、本取組みの終了期限につきましては、国内における新型コロナウイルスの感染者数及び情報等に基づき総合的に判断してまいります。

記

- 1 判断基準の変更（令和2年10月1日以降より適用）
渡航先の範囲を郡外から県外とする
- 2 関係資料
 - ①県外に渡航した場合の出勤・登園の判断基準（10月1日以降適用）
 - ②旅行届
 - ③郡外渡航時の行動記録表（参考資料）
 - ④健康観察表（参考資料）

裏面に「県内移動する際の感染予防対策（注意事項）」を記載

※県内移動する際の感染予防対策（注意事項）

- 渡航先では、不特定多数との接触（会食や商業施設等の利用）は避けること。
- 渡航前日までには厚生労働省の新型コロナウイルス接触感染アプリ（Cocoa）を利用する等の対策を講じる。
- 県内へ移動し帰島した場合登園前の検温及び健康観察シート（帰島後2週間）、行動履歴の記録、**高齢者との接触を避ける等感染予防対策を徹底する。**
- 旅行届を各園長へ事前に提出する。園長は子育て支援課へその写しを提出する。
- マスクの着用（3歳以上）こまめな手洗い、うがい、手指消毒、「3密」の回避、十分な換気、体温測定等の健康チェック、人と人との距離を保つ等の「新しい生活様式」を徹底したうえで行動すること。